

競合品目・競合企業リスト

令和7年11月17日

販売名	アトニンーオ注 1 単位 アトニンーオ注 5 単位	製造販売元	あすか製薬株式会社
-----	------------------------------	-------	-----------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	オキシトシン注射液5 単位「F」	富士製薬工業株式会社
競合品目2	プロスタルモン・F 注射液1000	丸石製薬株式会社
競合品目3	プロスタグラジンE2 錠0.5mg 「科研」	科研製薬株式会社

競合品目を選定した理由
競合品目1： 同一有効成分を有する同一投与経路の薬剤を競合品目とした。
競合品目2： 陣痛促進の効能又は効果を有する同一投与経路の薬剤を競合品目とした。
競合品目3： 陣痛促進の効能又は効果を有する薬剤を競合品目とした。

競合品目・競合企業リスト

令和07年11月18日

販売名	オキシトシン注射液5単位「F」	製造販売元	富士製薬工業株式会社
-----	-----------------	-------	------------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アトニン-0注1単位／アトニン-0注5単位	あすか製薬株式会社
競合品目2	プロスタルモン・F注射液1000	丸石製薬株式会社
競合品目3	プロスタグラニンE2錠0.5mg「科研」	科研製薬株式会社

競合品目を選定した理由
同一成分、効能・効果の類似性から、市場において競合すると想定されるため。

競合品目・競合企業リスト

令和 7年 11月 17日

販売名	プロスター・F注射液1000	製造販売元	丸石製薬株式会社
-----	----------------	-------	----------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アトニン-O 注 1 単位、同注 5 単位	あすか製薬株式会社
競合品目2	プロスタグラジンE2錠0.5mg 「科研」	科研製薬株式会社
競合品目3	オキシトシン注射液5単位 「F」	富士製薬工業株式会社

競合品目を選定した理由
本剤は、「妊娠末期における陣痛誘発・陣痛促進・分娩促進」の適応を有しており、本邦において、本剤と同様の適応を有する医薬品のうち、売上高の大きいものとして、アトニン-O 注、プロスタグラジン E2 錠「科研」及びオキシトシン注射液「F」を競合品目として選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和07年11月18日

販売名	ジノプロスト注射液1000 μ g 「F」／ジノプロスト注射液 2000 μ g 「F」	製造販売元	富士製薬工業株式会社
-----	--	-------	------------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アトニン-0注1単位／アトニン-0注5単位	あすか製薬株式会社
競合品目2	プロスタルモン・F注射液1000	丸石製薬株式会社
競合品目3	プロスタグラニンE2錠0.5mg 「科研」	科研製薬株式会社

競合品目を選定した理由
同一成分、効能・効果の類似性から、市場において競合すると想定されるため。

競合品目・競合企業リスト

令和7年11月18日

販売名	プロスタグラニンE ₂ 錠 0.5mg「科研」	製造販売元	科研製薬株式会社
-----	---------------------------------------	-------	----------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	アトニン-〇注1単位	あすか製薬株式会社
	アトニン-〇注5単位	
競合品目2	プロスタルモン・F注射液1000	丸石製薬株式会社
競合品目3	オキシトシン注射液5単位「F」	富士製薬工業株式会社

競合品目を選定した理由
子宮収縮作用を有し、妊娠末期の陣痛誘発・陣痛促進を目的として使用される薬剤を選定した。